平成２２年（フ）第６３９８号
大阪市旭区大宮４丁目17番９―201号
債務者　山口　浩美
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６４９４号
大阪市港区田中３丁目１番130号　大阪市立第２港晴寮
債務者　立石　則浩
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５００号
神奈川県茅ヶ崎市萩園2981番地
債務者　白井　　武
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５０１号
神奈川県茅ヶ崎市萩園2981番地
債務者　白井小百合
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５８２号
横浜市保土ケ谷区常盤台47番41号
債務者　山本富士子
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８２０号
横浜市港北区新吉田東５丁目68番52―202号
債務者　水野　　豊
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月24日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２４７４号
神奈川県茅ヶ崎市矢畑1322番地１　ドミール茅ヶ崎Ⅱ―101号
債務者　永松　一郎
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５４１号
岡山市北区東山内913番地
債務者　新池　健策
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５６５号
岡山市中区福泊137番地16
債務者　山下真由美
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月９日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８７号
秋田県仙北郡美郷町金沢西根字元村101番地
債務者　柴田　一平
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月９日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（フ）第９６号
長野県小諸市大字御影新田2507番地44
債務者　野澤　信雄
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月26日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第１００８号
東京都八王子市台町１丁目８番21号ネージーヴァレー105号
債務者　小島　　衛
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月25日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１２６１号
東京都清瀬市竹丘２丁目２番38号清瀬パークハウス316号
債務者　西浦　隆志
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月25日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１５６５１号
千葉県市原市五井2533―13―107
債務者　浅利　　弥
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５６５２号
千葉県市原市ちはら台東２丁目20―２　ファミールハイツ８―504
債務者　岩楯　幸子
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５６５５号
千葉県市原市大桶441
債務者　大岩　由美
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部